

# 令和8年 第2回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和8年2月10日（火）

午後2時00分から午後2時43分

場所：宇城市役所3階大会議室

## ○出席委員

（農業委員）

1番	村山 安次	2番	五嶋 一精	3番	田尻 かほる
4番	松川 奈保美	5番	村嶋 政弘	6番	河野 公明
7番	欠	8番	山田 哲郎	9番	欠
10番	百家 美代子	11番	吉富 訓生	12番	北岡 誠司
13番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
欠	河野 道也	欠
早川 一伸	欠	中塘 万格人
近藤 洋之	田中 起代登	欠
上村 君博	森田 良光	吉水 和博
吉川 勝弘	欠	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

## ○欠席委員

農業委員

橋本 孝博                      坂本 茂義

農地利用最適化推進委員

富武 聖一                      上田 誠                      吉利 健  
澤村 賢治                      河島 陽一

○事務局出席者：（事務局長）松枝 邦明   （審議員）御船 保博   （主任主事）山本 秀磨

議事日程（開議：午後2時00分）

- 日程第1 議事録署名委員の決定について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第8号 農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について
- 日程第6 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第10号 農地中間管理事業の実施に伴う農地利用集積等促進計画の作成について

- 日程第 8 議案第 11 号 農地利用集積等促進計画の作成について  
日程第 9 議案第 12 号 農地・非農地の判断について

**開 会** (午後 2 時 00 分) 副会長の号令による起立・礼

**事務局長** 定刻になりましたので、ただ今から令和 8 年第 2 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への農業委員の出席は、総数 13 名中 11 名でございます。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、参加農業委員数が過半数を超えていますので総会が成立していることをお知らせします。

それでは、開会にあたりまして、会長にご挨拶をお願いします。

**会 長** こんにちは。大変お忙しい中、またですね、とても寒い中にご出席をいただきましてありがとうございます。

委員の皆様は、もう見られたと思いますが、1 月 17 日土曜日から 3 月 28 日土曜日までニュースキャスター RKK テレビの午後 9 時 54 分から農業者年金 CM に近藤委員が出ておられます。ぜひですね、みなさん見ていただきますようよろしくお願いいたします。

また、宇城の目標人数が 11 名なんです。農業者年金の新規のですね。今の所 6 名ですね。あと 5 名ですのでよろしければですね、加入の推進をお願いしたいと思います。

**議 長** それでは、これより令和 8 年第 2 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、3 番 田尻かほる 委員、4 番 松川奈保美 委員を指名いたします。

**議 長** 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長** ありがとうございます。全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

**議 長** 日程第 3、議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上

程し、議題といたします。

議案第6号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

## 事務局

議案の3ページになります。

議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

令和8年2月10日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。以上です。

## 議長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いいたします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号1番は、	三角1 中田委員より
申請番号2番及び3番は、	松橋1 中塘委員より
申請番号4番は、	松橋3 田中委員より
申請番号5番は、	松橋5 上村委員より
申請番号6番は、	小川3 吉川委員より
申請番号7番及び8番は、	小川4 河島委員に代わりまして事務局より
申請番号9番は、	豊野2 杉田委員より

それぞれ、説明を求めます。

## 中田推進委員

申請番号1番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は、経営規模拡大による売買となっています。譲渡人の方は、高齢でもあり後継者もないことから隣の英主である受人の方に相談をし売買に至ったと話を聞いています。受人の方は40年以上の果樹経営をされており、機械の所有状況を見ても何ら問題は無いかと思われまます。ご審議よろしく申し上げます。

## 中塘推進委員

2-2につまましてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。申請事由は贈与となっております。譲受人は譲渡人の息子さんという間柄でありまして高齢になって息子さんに贈与するという予定となっております。息子さんも近くに住んでおられまして、継続されるものと思われまます。何ら問題無いと思われまます。

続きまして2-3につまましてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。申請事由が規模拡大による売買となっております。受人は市外在住ですが、ここの土地の近隣も所有されており、経営規模拡大という売買ですけれども露地

野菜はスナップエンドウ等を栽培される予定となっております。経営内容、機械の保有状況等何ら問題無いと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

**田中推進委員** 申請番号 2 - 4 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。申請事由は経営規模拡大による売買となっております。問題は無いと思われますけれども、少々安いと思ひますが、農地も荒れてるところなのでこのぐらひの値段なのかと思われます。問題ないと思ひますのでご審議よろしくお願ひいたします。

**上村推進委員** 続きまして申請番号 2 - 5 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりです。申請理由ですけれども新規就農ということになっております。受人の方の住所が市外になっておりますけれども、農業の拠点は宇城市内にすると拠点を借りられていたみたいです。宇城市出身の方で、ゆくゆくはこちらに帰ってきたいと意向もあるみたいで、作物としてはジャガイモ、ニンニク等を作るという事で申請があがっています。書類的には何も問題ございませんので、こういう申請があがってきて、新規就農ということで初めてこういう物件だったんですね書類等は見させていただきました。特に問題はなく、書類上はなかったんですねけれども、一生懸命やりたいと意向を言われたんでよろしくお願ひいたします。以上です。

**吉川推進委員** 申請番号 2 - 6 について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は規模拡大による売買となっております。渡人じたいは、農家はやっておられず、受人が米を引き継いでおられ、場所もなにも問題ないので審議をよろしくお願ひいたします。

**事務局** 申請番号 7 番及び 8 番は、関連がある案件となりますのでまとめてご説明いたします。申請事由は農地の交換となっております。本案件は、転用申請に伴い、隣接農地も併せて交換するものです。申請地では、水稻を栽培する意向です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**杉田推進委員** 2 - 9 について説明いたします。詳細につきましては記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買となっております。現地の方がですね、受人の自宅の道を挟んだところにありまして、すぐそばになっております。渡人と受人の関係ですけれども、渡人と受人はもともと同一集落に住んでおられました。受人は大規模な農業をされておられますので、何ら問題は無いと思ひます。以上です。

**議 長** 只今、申請番号 1 番から 9 番について、各委員よりそれぞれ説明がありまし

たが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長** 意見も無いようですので、議案第 6 号の申請番号 1 番から 9 番について承認される方の挙手を求めます。  
( 委員挙手 )

**議 長** ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 6 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 9 番は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長** 日程第 4、議案第 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。  
議案第 7 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

**事務局** 議案の 6 ページになります。  
議案第 7 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので審議を求める。  
令和 8 年 2 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家美代子  
提案理由：農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

**議 長** それでは、委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。  
調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。  
申請番号 1 番は、 松橋 1 中塘委員より  
説明を求めます。

**中塘推進委員** 2-1 につきまして説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。この案件につきましては、先ほど 3 条の 2-2 の案件と関連をしております。息子さんに贈与する土地についてですね畑の部分にですね、農業用倉庫が建っております。これが 40 年以上前に建てられた小屋でございましたので、始末書添付という形での申請になっております。よろしく願いいたします。

**議 長** ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

**事務局**

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、農業用施設である農業用倉庫として転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われま

**議 長**

只今、申請番号1番について、説明がありました。案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**

意見も無いようですので、議案第7号の申請番号1番について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第7号の農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号1番は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第5、議案第8号「農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請」について」を上程し、議題といたします。

議案第8号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

**事務局**

議案の8ページになります。

議案第8号農地法第5条の規定における事業計画変更承認申請について、次のとおり農地法第5条規定による事業計画変更承認申請があったので農業委員会の意見を求める。

令和8年2月10日 宇城市農業委員会 会長 百家美代子

提案理由：事業計画変更承認を受けるにあたり、農業委員会の議決が必要なため、審議を求める。

続けて詳細を説明します。申請番号1番について、ご説明いたします。この案件は、昭和62年2月5日付けで個人住宅の転用目的で許可が出ましたが、当初計画者が資金面の都合により事業実施を断念され、今回承継者が建売住宅での申請となっています。転用者の承継を伴う事業計画変更承認申請の場合は、農地法第5条の許可を受ける必要がありますので、議案第9号で5条の申請が出ています。ご審議方よろしくお願

**議 長**

只今、申請番号1番について、事務局より説明がありました。案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起

立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長** 意見も無いようですので、議案第 8 号について承認される方の挙手を求めます。  
( 委員挙手 )

**議 長** ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 8 号は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長** 日程第 6、議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。  
議案第 9 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

**事務局** 議案の 10 ページになります。  
議案第 9 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので審議を求める。  
令和 8 年 2 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家美代子  
提案理由：農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。

**議 長** それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。  
調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番は、	5 番	村嶋委員より
申請番号 2 番及び 3 番は、	7 番	橋本委員に代わりまして、
	松橋 2	近藤委員より
申請番号 4 番は、	8 番	山田委員より
申請番号 5 番は、	松橋 1	中塘委員より
申請番号 6 番は、	松橋 2	近藤委員より
申請番号 7 番は、	松橋 3	田中委員より
申請番号 8 番は、	小川 4	河島委員に代わりまして、
		事務局より

それぞれ、説明を求めます。

**村嶋委員** 申請番号 2-1 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりです。転用理由は、農家住宅となっております。これは平屋で農業用倉庫も建てる予定に

なっております。排水、隣接同意もなされております。始末書添付とありますが、これは地図でご覧いただけるかと思いますが、通路の所をすでにアスファルトにしてあるためという事になっております。何ら異常ないかと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

**近藤推進委員** 申請番号 2-2 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。申請事由が蓄電池設備の設置となっております。隣接同意、排水同意共にです。取られていますので、何ら問題無いと思われま。

続けて 2-3 についてもご説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。申請事由が駐車場となっております。受人は県北に店があり、県南との中間地点としてこの場所を買われたという事になっております。何ら問題は無いと思われま。ご審議よろしく申し上げます。

**山田委員** 申請番号 2-4 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。転用事由はです。資材置場、駐車場となっております。受人は、肥料や農業用資材を扱う会社です。周辺もほとんど住宅地で何ら問題は無いと思われま。一つです。始末書添付となっておりますが、すでに砂利等が入っているという事で始末書添付となっております。何ら問題は無いと思われま。ご審議よろしく申し上げます。

**中塘推進委員** 2-5 につきましてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。転用理由は、建売住宅となっております。建設予定がです。2 棟建設予定となっております。排水同意、隣接同意も取られており、始末書添付となっておりますが、カーポートが一つ建てられているため始末書添付となっております。何ら問題無いと思われま。よろしくお願ひいたします。

**近藤推進委員** 申請番号 2-6 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。転用事由が宅地分譲となっております。写真を見ていただいたとおりなんですけれども、周りは住宅地、沢山建っているところなので、農地としての利用はあまり期待できない所なのかなと思われま。何ら問題無いと思われま。ご検討よろしくお願ひいたします。

**田中推進委員** 申請番号 2-7 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。転用事由は宅地拡張となつておりますが一応これは 3 条の 2-4 に関係ありますけれども、そちらの方で隣接の田と畑を買うとなった時によくある形で宅地のところに転用されてない土地があったという事でそれを 5 条で申請するという事になっております。よって始末書添付となっております。問題は無いとおもいますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

**事務局**

申請番号 2 - 8 について説明します。本案件は、先ほどの 3 条申請でありました農地の交換となります。転用事由は、農業用倉庫となっており、排水や隣接同意も全て取れており、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**議 長**

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明を願います。

**事務局**

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番から 3 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 4 番から 6 番は、都市計画法で規定する用途地域内であることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 7 番は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある 1 種農地ではありますが、既存施設の面積に対して、拡張する面積が 2 分の 1 以下であり、第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 8 番は、農振農用地区域内にある農地ではありますが、農業用施設として利用するため、農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

**議 長**

只今、申請番号 1 番から 8 番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**

意見もないようですので、議案第 9 号の申請番号 1 番から 8 番について、承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 9 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 8 番は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第 7、議案第 10 号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」を上程し、議題といたします。

議案第 10 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

**事務局**

議案の 14 ページになります。

議案第 10 号農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について、次のとおり農用地利用集積等促進計画について意見を求める。

令和 8 年 2 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家美代子

提案理由：農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画について、同条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成について農業委員会の意見を求める。

**議 長**

議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので案件ごとの説明は割愛させていただきます。

次の案件は委員の案件となります。議案の 14 ページの申請番号 1 番につきましては山田委員の案件、議案の 19 ページの申請番号 502 番につきましては、田尻委員の同居親族に関する案件となりますので、後ほど審議します。

それでは、申請番号 2 番から 12 番、501 番、503 番から 506 番について、何か質問、意見はありませんか。

発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**

意見も無いようですので、申請番号 2 番から 12 番、501 番、503 番から 506 番について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 10 号の申請番号 2 番から 12 番、501 番、503 番から 506 番は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

つづきまして、申請番号 1 番は山田委員の案件になりますので、会議規則第 12 条の規定により、ここで退席を求めます。

(山田委員退席)

**議 長**

それでは、審議をいたします。本案件につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので説明は割愛させていただきます。

それでは、申請番号 1 番について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長** 意見もないようですので、申請番号 1 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

**議 長** ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 10 号の申請番号 1 番は、原案どおり承認することに決定されました。審議が済みましたので、山田委員の入室を求めます。

(山田委員入室)

**議 長** つづきまして、申請番号 502 番は田尻委員の同居親族に関する案件になりますので、会議規則第 12 条の規定により、ここで退席を求めます。

(田尻委員退席)

**議 長** それでは、審議をいたします。本案件につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので説明は割愛させていただきます。

申請番号 502 番について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長** 意見もないようですので、申請番号 502 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

**議 長** ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 10 号の申請番号 502 番は、原案どおり承認することに決定されました。審議が済みましたので、田尻委員の入室を求めます。

(田尻委員入室)

**議 長** これで、議案第 10 号の「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」は全て、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長** 日程第 8、議案第 11 号「農用地利用集積等促進計画書の作成について」を上程し、議題といたします。

議案第 11 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

**事務局** 議案の 24 ページになります。

議案第 11 号農用地利用集積等促進計画の作成について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画

書の作成について熊本県農業公社に要請してよろしいか農業委員会の意見を求める。

令和8年2月10日 宇城市農業委員会 会長 百家美代子

提案理由：農用地の利用の高率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画の策定を熊本県農業公社に要請するため農業委員会の意見を求める。

続けて詳細を説明します。議案の24ページから25ページです。

今月は、農業公社が買い入れるのが1件、売り渡すのが3件です。

合計面積は、4件中、田が13,128㎡、畑が21,699㎡、合計が34,827㎡です。

売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしく願います。

**議 長**

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。

発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**

意見も無いようですので、議案第11号について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第11号は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第9、議案第12号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。

議案第12号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

**事務局**

議案の28ページになります。

議案第12号農地・非農地の判断について、宇城市非農地証明事務取扱要領に基づく非農地証明願の提出がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和8年2月10日 宇城市農業委員会 会長 百家美代子

続けて詳細説明をいたします。議案の28ページです。

農地・非農地の判断について、申請者より非農地証明願の提出がありましたので提案するものです。

申請地の非農地の判断について、申請番号1番は松橋地区農業委員及び農地利用最適化推進委員との現地検討会をもとに非農地と判断しているところで。ご審議の程よろしく願います。

**議 長**

それでは、案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は

挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**            意見も無いようですので、議案第 12 号について承認される方の挙手を求めます。  
( 委員挙手 )

**議 長**            ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 12 号は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**            以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして、令和 8 年第 2 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。  
慎重なご審議、有り難うございました。

**閉 会**            (午後 2 時 43 分) 副会長の号令による、規律、礼。